

徳島県告示第四百六十六号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（数値撮影（デジタル）、数値地形図データ修正、数値地形図データ作成及び写真地形画像作成）	那賀川・桑野川直轄管理区間	令和元年九月二十七日から 令和二年二月二十八日まで